

廃タイヤの取り扱いに関する主な罰則

- ・ 業の許可無く廃棄物の収集運搬又は処分を行った場合
無許可営業：5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科（**廃棄物処理法 第25条 第1号**）
- ・ 不法投棄を行なった場合
投棄禁止（**同 第16条**）違反：5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科（**同 第25条 第14号**）
- ・ 無許可業者に引き渡した場合
委託基準違反：5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科（**同 第25条 第6号**）
- ・ 契約していない処理業者に引き渡した場合
委託基準違反：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又は併科（**同 第26条 第1号**）
- ・ 保管基準に違反した場合
改善命令（**同 第19条の3**）の対象。従わない場合=3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又は併科（**同 第26条 第2号**）
- ・ タイヤ販売会社・販売店等が処理委託された廃タイヤを中古タイヤや台タイヤ等の有価物として転売した場合
タイヤ販売会社・販売店等が処理費を受け取った廃タイヤを中古タイヤ/台タイヤ等の有価物（含む、無償）として転売する行為は厳禁（**委託基準違反等の各種違反行為に該当**）
無償で譲り受けたり、有価で買取った廃タイヤは、台タイヤ/中古タイヤ等の有価物として転売可能。
但し、買取り/転売の場合、古物商免許が必要。古物商免許が無い場合は無許可営業=3年以下の懲役又は100万円以下の罰金（**古物営業法 第31条 第1号**）
- ・ マニフェストの不交付・記載不備・報告義務違反・保存義務違反等を行った場合
マニフェスト義務違反：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金（**廃棄物処理法 第29条 第3号~第10号**）
- ・ 処理を委託した業者が不法投棄・不法集積・倒産した場合
最終的には委託者が責任を負う=措置命令（**同 第19条の6**）の対象。これに従わない場合=5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科（**同 第25条 第5号**）